

## 相続財産制度の管理に関する提言

平成国際大学 法学部 法学科 教授 小西 飛鳥  
こにし あすか

### 1 はじめに

相続が発生したが、相続人が相続することを望まず相続放棄された結果、相続人が不存在となる事例及びそもそも相続人の存在が明らかでない場合に、被相続人の財産が放置された状態になる事例が指摘されている<sup>1</sup>。特に、不動産について被相続人の死亡により登記記録上は被相続人名義となったまま数代も経過し、その後に相続登記を試みるも利害関係者が何十人も登場し、登記できずに終わる土地も増えているとされる。被相続人の死亡時にそもそも相続人が不存在となっている場合には、相続人不存在の制度を利用せざるを得ないが、当初は相続人が存在するにもかかわらず、相続放棄をしたり何もせずに放置した結果、利害関係者多数のために相続登記をすることが事実上不可能になってしまうケースについては、何らかの対策を講じることができるのではないと思われる。

本稿では、相続人が相続財産を管理せずに放置した結果、相続財産が管理不全となることを防止するための対策の提言を試みる。

まず第1に、相続人の相続財産管理義務の範囲を善管注意義務へと重くする。第2に、相続人が管理義務を果たせない場合に備えて、相続財産の管理をする専門家を選任する。また同時にこの専

門家が相続人に対して助言をできるようにする制度を導入する。第3に相続放棄をできるだけ避ける制度の導入である。相続人が相続放棄をするのではなく、単純承認しやすい制度を整える。第4に相続人不存在の場合に速やかに、かつ、必ず相続財産管理人を選任する制度を導入することである。

### 2 相続人による相続財産の管理

被相続人が死亡した場合に、その財産について相続人が当初から存在する場合には、表1に示すように相続人が管理義務を負うことになり、規定上は、管理不全は生じない仕組みとなっている。

相続人は、「固有財産におけるのと同じの注意」義務を負うが（民法918条1項）、この義務は民法659条に定める「自己の財産におけるのと同じの注意」、民法827条に定める「自己のためにすると同一の注意」と同じ意味だとされる。相続によって相続財産は一応相続人の財産となっていることから、「自己の財産」におけるとはしなかったにすぎないと説明される<sup>2</sup>。

相続開始後、熟慮期間内の場合の管理の内容は、利用、保存、改良行為であり<sup>3</sup>、処分行為は当然ながら含まれない。処分行為を行うと、単純承認し

<sup>2</sup> 谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法(27)相続(2)』(有斐閣、1989年)445頁(谷口知平)。

<sup>3</sup> 共同相続の場合は、共有の規定(民法251条、252条)に従って管理されることになるとの見解(前掲注2)519頁(小室直人)と、保存行為を除き頭数の多数決で管理の方法を定めるとの見解(前掲注2)448頁～449頁(谷口知平)とに分かれる。

<sup>1</sup> 吉原祥子『人口減少時代の土地問題』(中公新書、2017年)。同「土地の『所有者不明化』—自治体アンケートが示す問題の実態」<https://www.tkfd.or.jp/files/pdf/lib/81.pdf> 参照。

表1 [相続人の管理義務]

	相続開始後、熟慮経過期間内	限定承認	相続放棄
相続人の管理義務	固有財産におけるのと同じの管理義務（民法918①）	固有財産におけるのと同じの管理継続義務（民法926①）	自己の財産におけるのと同じの管理義務（民法940①）
管理の内容	利用、保存、改良行為	相続財産の清算を目的とした利用、保存、改良行為	不在者の財産管理と同じく財産を保存するのに必要な範囲に限定 特に重要なのが管理人の選任
管理義務の消滅	限定承認／放棄をするまで	清算終了まで	あらたな相続人が現実に管理をなしうる時まで

たものとみなされる（民法921条1号）。限定承認についても、相続財産の清算を達するために、管理義務が継続されることになる（民法926条1項）<sup>4</sup>。相続放棄の場合、相続放棄をした者は初めから相続人にならなかったものとみなされるから（民法939条）、相続財産とは関係がないはずであるが、相続財産が管理されないまま放置されていることは、他の相続人・次順位相続人・相続債権者・受遺者などに損害を与えるおそれがあることから、相続放棄をした者にも一定期間相続財産を管理する法的責任が負わされている。相続放棄の場合の管理の範囲は、不在者の財産管理と同じく財産を保存する上に必要な範囲に限られる。単純承認、限定承認と異なり、特に重要なのが管理人の選任である<sup>5</sup>。相続放棄をした者の管理義務が消滅するのは、あらたな相続人が現実に管理をなしうる時とされる<sup>6</sup>。

このように相続人の注意義務は、自己の財産におけるのと同じの管理義務にとどまっているが、その管理の仕方によっては被相続人の債権者等に対して損害を及ぼすおそれがある<sup>7</sup>。特に、相続放

棄をした相続人は、あらたな相続人が現実に管理をなしうる時まで義務を負うことにはなっているが、この義務に違反したと認定された裁判例はないようである<sup>8</sup>。これにより、相続人は積極的に管理を実行せず、例えば、相続放棄をした場合にも、管理人を選任せずにそのまま放置しても特に責任を問われなくなってしまう。限定承認の場合については、限定承認が相続財産の破産に類する清算手続きであることから、善管注意義務を課するのが妥当であるとの立法論も従来から唱えられている<sup>9</sup>。限定承認に限らず、相続人が相続しないのであれば、その財産は他人の物であり、他人の物である以上、相続債権者を保護するためには、善管注意義務を課すべきであろう。また、相続人が相続財産に対し善管注意義務を負うことになれば、積極的に財産の管理をすることが期待できるのではないだろうか。この場合、不在者の財産管理人と同様に、家庭裁判所が、相続財産の中から相当の報酬を相続人に与えることも検討してはどうだろうか<sup>10</sup>。

<sup>4</sup> 前掲注2) 519頁。

<sup>5</sup> 前掲注2) 604頁（山木戸克己・宮井忠夫）。

<sup>6</sup> 前掲注2) 605頁（山木戸克己・宮井忠夫）。

<sup>7</sup> 民法918条1項、926条1項に定める相続財産の管理義務違反をめぐる争われた裁判例はデータベースで調べた限りでは見当たらない。

<sup>8</sup> 千葉地判昭和32・12・18家月10・1・48、大阪高判昭和42・6・16判タ209・206、東京高判平成9・3・26判時1606・48、東京地判平成22・10・25ウエストロー・ジャパンはいずれも管理義務違反を認定していない。

<sup>9</sup> 前掲注2) 520頁（小室直人）。

<sup>10</sup> 谷口知平・石田喜久雄編『新版注釈民法(1)総則(1)[改訂版]』（有斐閣、2002年）462頁（田山輝明）

表2 [相続財産の管理人]

	相続開始後、熟慮経過期間内	限定承認	相続放棄	相続人不存在	不在者の財産管理
管理人の選任	利害関係人／ 検 察 官 の 請 求 (民法 918②)	利害関係人／ 検 察 官 の 請 求 (民法 926②)	利害関係人／ 検 察 官 の 請 求 (民法 940②)	利害関係人／ 検 察 官 の 請 求 (民法 952①)	利害関係人／ 検 察 官 の 請 求 (民法 25①)
管理人の資格	資格制限なし	資格制限なし	資格制限なし	資格制限なし	資格制限なし
管理人の権限	相続財産の管理 (同 918)	相続財産の管理 (同 926) / 清算 (同 927)	相続財産の管理 (同 940)	相続財産の管理 (同 953) / 清算 (同 957)	財産の管理 (同 27~29)

### 3 相続人以外の第三者による相続財産の管理

次に、相続人（熟慮期間中、相続放棄をした者を含む）以外の第三者が相続財産を管理する制度について概観する。表2に示すように、相続人の存在する場合にも第三者を財産管理として選任する制度が存在する。いずれの場面においても、必要があれば国等は管理人の選任を請求できる。相続人不存在の場合については、制度上は当然に第三者が管理人として選任される。管理人の選任については、いずれの場合も利害関係人<sup>11</sup>又は検察官の請求により選任されることになる。管理人の資格については、特に制限はないが、相続人以外から選ぶのが妥当とされる<sup>12</sup>。

相続財産管理人の権限については、不在者の財産管理人の規定が準用されている。すなわち、原則としては単に相続財産そのものを管理することとどまり、民法 103 条所定の管理行為を超える処分行為をするには、裁判所の許可が必要となる。裁判所が許可を与えるためには、同 103 条の権限外の行為をする必要性が認められなければならないとされる<sup>13</sup>。例えば、不在者を含む共同相続人 6 人のうち、不在者を除く 4 人が遺産である土地を農業に従事させる目的で相続放棄をしたが、その

土地がその相続人と不在者との共有として登記されていることから、その相続人が様々な制約を受けていた場合に、共有関係を解消するための遺産分割協議を行わせるために、権限外の行為を許可した裁判例がある<sup>14</sup>。

相続人が管理義務を果たせない場合に、特に「2 相続人による相続財産の管理」で提言したように相続人に善管注意義務を課すことにすると、相続人自身はその義務を果たせないと考える相続人が増えることが予想される。この場合に、相続財産の管理をする専門家に相続財産を管理してもらい、かつ、同時に相続人がその専門家に助言を求められるようにする制度を導入することを提言する。

現行法上、管理人の資格に制限はないが、実際には弁護士、司法書士などの法律の専門家が管理人として選任されるのがほとんどである。相続人が単純承認するのか、あるいは限定承認、相続放棄をするのかを検討する過程から、専門家が管理人として関与しつつ、相続人に助言をすることにより、いずれの道を選択するにしてもスムーズに相続手続きが進行するのではないだろうか。

### 4 相続放棄をなるべく避ける制度の導入

相続人がそもそも不存在である場合には、相続人不存在の制度を利用せざるを得ないのは、ある意味仕方がないと言える。しかし、相続人が存在

<sup>11</sup> 利害関係人には、徴税官庁としての国庫等、公共用地として買収しようとする国、地方公共団体も含まれる（前橋家審昭和 59・3・22 家月 37・2・151）。

<sup>12</sup> 前掲注 2）450 頁（谷口知平）。

<sup>13</sup> 前掲注 10）458 頁～459 頁（田山輝明）。

<sup>14</sup> 大分家審昭和 49・12・12 家月 28・1・72。

しているにもかかわらず、相続の手間を考慮して放棄する例が増加しているように思われる。その要因として、他の相続人と共同相続した結果、遺産分割に至るまでの時間と精神的負担がかかるのを避けたい、あるいは、相続財産の中に売却が困難な不動産が含まれているなど事実上のマイナス財産が含まれていることが負担であるなどが挙げられよう。このように考えて、せつかく相続人が存在するにもかかわらず、相続放棄されることにより、財産が宙に浮いたままになり、後になって相続財産を利用したいと思った場合に、非常な手間と費用がかかる例がみられる<sup>15</sup>。

このような問題を避けるために、相続人が相続しやすい制度を再構築できたらと考える。例えば、単純承認したうえで、不要となっている不動産の任意売却を行い、任意売却できずに終わってしまった不動産については、一定の要件を課したうえで、その所有権放棄を認める制度を導入することを提言する。所有権放棄については、吉田克己教授が「所有権放棄は原則として認められるが、他者の権利利益を害する形での所有権放棄は認められない」との命題を前提にして、民法 239 条 2 項の不動産の所有権放棄により、国庫に帰属するとの規定のもとでも、「誰にとっても必要性のない絶対的負財」は公序良俗に反する法律行為として無効とされると主張される<sup>16</sup>。さらに、吉田教授は、国庫が独自の価値を認める、あるいは政策的配慮から受け入れる場合には「ある者にとっては必要性を認められる相対的負財」として所有権放棄を認めることが可能とされる。一定の要件として何を求めるのかについてはまだ提言する段階まで検討していないが、所有者がその不動産を放置していることよって生じる国土管理不全の問題を考慮

すると、吉田教授の提案されている所有権放棄を認める場合としての「政策的配慮」を広範囲で認める必要があるのではないだろうか。

参考までに、限定承認の手続きにおいて事実上のマイナス財産である不動産を債務として扱うことが可能であるかについても触れる。限定承認をした相続人は、相続債務及び遺贈について、相続財産の限度で有限責任を負うことになるが、事実上のマイナス財産であるとしても、形式的には不動産の所有権は積極財産であることから、現行の限定承認の制度に組み込むのは難しいように思われる。

## 5 相続人不存在財産の管理

相続人が存在していたが、最終的に相続放棄をするなどして相続人が不存在となったり、そもそも相続人が不存在の場合については、民法 951 条以下に定める相続人の不存在に関する制度を利用せざるを得ない。この場合、相続人の不存在を確定し、相続財産の清算を速やかに行うことによって、相続財産を管理する管理者の管理費用を抑えることができ、費用の低減化を図ることが期待される。

この手続きの流れについては、①相続人が不存在→②相続法人の成立(民法 951 条)・相続財産管理人の選任(民法 952 条)→③相続財産の清算(民法 957 条)→④特別縁故者への相続財産の分与(民法 958 条の 3)→⑤国庫への帰属(民法 959 条)となる。

一連の手続きにおいてまず相続法人の成立・相続財産管理人の選任という一歩が踏み出されるかが重要である。相続債権者、受遺者又は特別縁故者等の利害関係者が存在する場合には、これらの者からの選任の申立てがあるが、被相続人の死亡後、数年経過し被相続人が所有していた不動産を国等が取得を望んだ場合など、被相続人死亡時には利害関係者が顕在化していないこともありうる。この場合、山野目章夫教授が主張されているよう

<sup>15</sup> 例えば、前掲注 1)『人口減少時代の土地問題』9 頁以下の事例。

<sup>16</sup> 吉田克己「土地所有権の放棄は可能か」土地総合研究 25 巻 2 号(2017 年)98 頁以下、同「不動産所有権放棄をめぐる裁判例の出現」市民と法 108 号(2017 年)3 頁以下、同「所有者不明土地問題と民法学の課題」土地総合研究 26 巻 1 号(2018 年)42 頁以下、同「土地所有権放棄・相続放棄と公的主体による土地の受入れ」土地総合研究 26 巻 3 号(2018 年)18 頁以下。

に<sup>17</sup>、戸籍の情報を登記所など関連する部署に通知する制度を設けるなど戸籍と登記を連携することにより、速やかな相続人不存在手続きが開始されることになる。被相続人の死亡後、相続財産をだれも管理することなく放置することにより、その相続財産の散逸や利害関係者の増加による法律関係の錯綜を防止することができよう。

次に、相続財産の管理についてであるが、最終的に国庫への帰属が終了するまで管理義務が存続すると解されるところ、国に不動産の所有権が帰属していない事例が存在する。これは、不動産に他人の根抵当権が設定されていたため、当該土地に登記名義人が亡〇〇相続財産として残っていた事案である。債務者が所有していた不動産であれば、相続人搜索の公告の効力（民法 958 条の 2）によって債権自体が消滅し、その結果、担保権も付従性によって同時に消滅するのが原則であり、その後不動産は国庫に帰属することになる。ところが、被相続人が物上保証人であった場合には、被担保債権は当然には清算の対象とならないから

担保権も消滅することはなく、担保権の負担付きの不動産が存在する可能性がある<sup>18</sup>。この場合も、担保権の負担が付いたままその不動産の所有権を国庫に帰属させたとしても、国はその不動産の価値を限度に責任を負うに過ぎないことから、担保付きの不動産であっても、国庫にその不動産の所有権を帰属させても問題は生じないのではないだろうか。

特別縁故者への財産帰属の後、残余財産がある場合はその財産は国庫に帰属することになる（民法 959 条）。この点については、国がその取得を望まない不動産であったとしても、国はこれを拒むことはできない。不動産については、管理人の引き継ぎ書に基づいて、国庫帰属による所有権移転登記手続きを国が申請することになる<sup>19</sup>。

## 6 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の検討

同法は、地域福利増進事業を実施する者に対して土地所有権の取得を認め、また、公共事業における取用手続きの合理化・円滑化をはかることを目的とする法である。

所有者不明物件については、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法による探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない物件をいう」（同法 10 条 1 項 2 号）とされるが、これを実現するために同法 39 条において、都道府県知事及び市町村長は、当該土地等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（土地所有者と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省例で定めるものをいう）を提供できる制度が創設された。この点については、「5 相続人不存在財産の管理」で山野目教授が提案されている戸籍情報などの情報提供について、同法の範囲に限って実現したものである。この点

<sup>17</sup> 「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」において山野目章夫教授は、「土地情報基盤の整備ということをお願いたく存じます。戸籍を扱う役場は、死亡の届け出がされた者が不動産を所有していることを知る仕組みになっておりません。また、不動産の登記をつかさどる官庁に目を転じますと、今度は登記されている名義人が死亡しているかどうかを知らないという両すくみの関係が観察されます。戸籍や登記が紙でつくられていた時代はやむを得ないとも感じますが、今後は、世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の趣旨を前進させ、個人番号を活用するなどして戸籍と登記の連携を図る必要があると思うものでございます。」と発言されている。http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/dail/gijiroku.pdf

また、同教授が座長を務めている「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」が 2018 年 6 月 1 日に公表した「中間とりまとめ」において、「登記名義人等の特定方法については、登記簿と戸籍等との連携による所有者情報を円滑に把握する仕組みを構築するために、どのような方法によるものが相当かとの観点から検討を進めることとする。また、個人情報に関する国民の意識の高まりを踏まえた登記の公開の在り方については、不動産に関する権利を公示するための制度であるという登記制度の目的等も踏まえつつ、引き続き検討することとする。」としている。https://www.kinza.or.jp/uploads/touki\_houkoku\_20180601.pdf

<sup>18</sup> 富山県高岡土木センター用地課「相続財産管理人名義の用地取得について」用地ジャーナル 2012 年 5 月号 4 頁以下、前掲注 2) 691 頁（谷口知平）。

<sup>19</sup> 前掲注 2) 740 頁（久貴忠彦）。

については、公共目的の土地の利用が顕在化した場合だけでなく、全ての不動産についてその利用を拡大することが望ましい。

また、不在者の財産及び相続財産の管理について同法 38 条において民法の特例を定めている。すなわち、「国の行政機関の長又は地方公共団体の長・・・は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 25 条第 1 項の規定による命令又は同法第 952 条第 1 項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。」と定めるが、この点については、すでに「3 相続人以外の第三者による相続財産の管理」で触れたように下級審及び学説において利害関係人として認められていることを明文化したと言える。

## 7 おわりに

現行民法の相続法において念頭に置かれていた、相続人は積極財産であれば相続するのが当然であるという時代ではなくなりつつある中で、どこまで民法の規定を改正すべきかを考えることは家族法を専門としてこなかった筆者にとっては非常に難問であり、提言としては未だ不十分なものとなってしまった。今後の課題としたい。

最後に、管理人を積極的に利用するにあたって、常に報酬の確保が問題となると思われる。上記の提案は、相続財産のうち積極財産が十分に見込まれる事案については効果が期待できる反面、消極財産ないし利用が期待できない不動産が主な相続財産については、管理人の選任について困難な状況が発生する可能性が高い。この場合、小柳春一郎教授が「人口減少下における土地の所有と管理に係る今後の制度のあり方に関する研究会」<sup>20</sup>において提案された法テラスの利用といった方策<sup>21</sup>

も視野に入れて検討すべきと思われる。

<sup>20</sup> 「一般財団法人 土地総合研究所」主催。

<sup>21</sup> 「人口減少化における土地の所有と管理に係る今後の制度のあり方に関する研究会」第 18 回 2018 年 4 月 16 日開催 詳しくは、小柳春一郎「不在者財産管理制度の再定位と弾力化」土地総合研究 26 巻 3 号(2018 年) 89 頁以下を参照されたい。